

発議案第1号

教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、 最も適した教科書の採択を求める決議（案）

平成18年の教育基本法改正では、新たに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」ことが教育の目標の一つとして示された。これを受けて改正された学校教育法では、義務教育の目標の一つとして、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しく理解に導く」ことが規定され、これらの教育法規改正の理念に基づき学習指導要領の改訂が行われた。

本年4月には、中学校教科書における検定結果が文部科学省より発表され、各教育委員会は、平成28年度使用教科書の採択に向け、準備を行っているところである。

また、同月には、採択に当たり、留意すべき事項を定めた「平成28年度使用教科書の採択について」が文部科学省初等中等教育局長から通知され、教科書採択の公正確保のため「採択教科書の決定に当たっては、教職員の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されるなどにより、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること」とされたところである。

よって、本県議会は、県教育委員会において、「平成28年度使用教科書の採択について」の内容を各市町教育委員会に周知徹底するとともに、教育基本法の目標及び学習指導要領の目標や内容を達成するため、最も適した教科書を各市町教育委員会の権限と責任において採択するよう、各市町教育委員会を指導・助言することを強く求める。

以上、決議する。

平成27年7月14日

香 川 県 議 会